
寄 附 行 為

学校法人仙台北学園

目 次

第 1 章	総則	2
第 2 章	目的及び事業	2
第 3 章	機関の設置	3
第 4 章	理事会及び理事	3
第 5 章	監事	7
第 6 章	評議員会及び評議員	9
第 7 章	予算及び事業計画等	13
第 8 章	資産及び会計	13
第 9 章	寄附行為の変更	15
第 10 章	解散及び合併	15
第 11 章	補則	16

学校法人仙台北学園 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人仙台北学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を宮城県仙台市泉区長命ヶ丘四丁目15番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、職業教育を行い、地域社会に役立つ存在として、地域社会になくってはならない専門職者を育成することを目的とする。

2 この法人は、職業教育を通じて、一人でも多くの入学生が、それぞれ目標とする専門職者になることにより、地域社会に貢献し、その周囲の身近な方々と豊かな生活が送れるよう万全なサポート体制を確立する学園をめざすことを理念とし、次の方針を掲げるものとする。

- (1) 学生第一主義とし、万全なサポート体制をもって、国家資格取得を支援する学園をめざす。
- (2) 日々の教育研究の成果を日々の教育で実践する学園をめざす。
- (3) 常に万全なサポート体制をもって、質の高い教育を施す学園をめざす。
- (4) 在校生や卒業生にとって、身近な存在となる学園をめざす。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

仙台リハビリテーション専門学校 医療専門課程

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行うことができる。

- (1) 農業、林業
- (2) 漁業
- (3) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (4) 建設業
- (5) 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）

- (6) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (7) 情報通信業
- (8) 運輸業、郵便業
- (9) 卸売業、小売業
- (10) 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）
- (11) 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業
- (12) 学術研究、専門・技術サービス業
- (13) 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）
- (14) 生活関連サービス業、娯楽業（「遊技場」に関するものを除く。）
- (15) 教育、学習支援業
- (16) 医療、福祉
- (17) 複合サービス事業
- (18) サービス業（他に分類されないもの）

第3章 機関の設置

（役員及び評議員の設置）

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上12名以内
- (2) 監事 2名

2 この法人に、評議員を置き、その数は7名以上13名以内とする。

3 評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならない。

（理事選任機関）

第7条 この法人の理事選任機関は、理事会とする。

2 理事選任機関の構成員は、全ての理事とする。

3 監事又は評議員会は、理事選任機関である理事会に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関である理事会の招集を請求することができる。この場合において、理事長は理事選任機関である理事会を招集しなければならない。

4 理事選任機関である理事会が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。

5 理事選任機関である理事会は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

(理事の選任)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 校長のうちから理事会において選任した者 1名
- (2) 前号に規定するもののほか、理事会において選任した者 5名以上～11名以内
- 2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。
- 3 理事選任機関である理事会は、理事の数が第1項各号に掲げる数を下回るものとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(理事の資格及び構成)

第9条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の理事は、他の2人以上の理事と親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)であってはならない。

(理事の任期)

第10条 理事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 理事は、再任されることができる。

(理事の解任及び退任)

第11条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関である理事会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行ができないとき
- (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関である理事会に対し、当該理事の解任を求めることができる。
- 3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から二週間以内に理事選任機関である理事会による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から二週間を経過した日から三十日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。
- 4 理事は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第12条 理事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第13条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第14条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

3 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理し、法令及びこの寄附行為の規定により、理事会において決定しなければならない事項以外については、理事長に委任する。

(代表権の制限)

第16条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の報告義務)

第17条 理事長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第3節 理事会の運営

(招集)

第18条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

- 5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。
- 7 前2項の規定にかかわらず、理事長が緊急を要すると判断した場合はこの限りではない。
- 8 第5項及び第6項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第19条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 前条第2項及び第4項並びに第29条第2項の規定により理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決議)

第20条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) この寄附行為の変更
- (2) 理事の解任
- (3) 予算及び事業計画の作成又は変更
- (4) 第59条第1項各号に定める書類の承認
- (5) 基本財産の処分
- (6) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 残余財産の帰属者の決定
- (8) 収益を目的とする事業に関する重要な事項

- 3 前2項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (2) この法人の合併

- 5 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第21条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第22条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第47条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第5章 監事

第1節 選任及び解任等

(監事の選任)

第23条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 評議員会は、監事の総数が2名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の資格)

第24条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、この法人の監事は、他の監事と親族その他特殊の関係がある者であつてはならない。

(監事の任期)

第25条 監事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 監事は、再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

第26条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行ができないとき

- (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。
- 3 監事は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第27条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。
- 3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるることができる。
- 4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第28条 監事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

- 2 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 職務等

(監事の職務)

第29条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずる

おそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに宮城県知事に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

(調査権限等)

第30条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第31条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第6章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任)

第32条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、理事会及び評議員会において選任する。

(1) この法人の職員で評議員会において選任した者 1名以上～3名以内

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから評議員会において選任した者 1名

(3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 3名以上～6名以内

(4) 学識経験者のうちから評議員会において選任した者 2名以上～3名以内

2 前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

3 理事会及び評議員会は、評議員の総数が13名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。

(評議員の資格)

第33条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の評議員は、他の2人以上の評議員と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(評議員の任期)

第34条 評議員の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第35条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行ができないとき
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき
- (4) 当該年度に開催される評議員会において2分の1以上欠席したとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

3 評議員は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第2節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第36条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第37条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 予算及び事業計画の作成又は変更

- (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
- (5) 収益事業に関する重要事項
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに関する寄附行為の変更
- (9) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (10) 合併
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

（理事の行為の差止めの求め）

第38条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第31条の請求を行うことを求めることができる。

- 2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（責任追及の訴えの求め）

第39条 評議員会は、役員又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第3節 評議員会の運営

（開催）

第40条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第41条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その

請求は、評議員会の日の20日前までにしなければならない。

- 4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
- (4) 私立学校法施行規則で定める事項

- 5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（評議員による招集）

第42条 前条第2項の規定による請求があった日から20日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、宮城県知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- 2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

- 3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（監事による招集）

第43条 第29条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第41条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

- 2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（招集手続の省略）

第44条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第45条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

（決議）

第46条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

監事の解任

- 3 前2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害について

この法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第47条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(役員の出席等)

第48条 理事長及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第49条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算及び事業計画)

第50条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第51条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

第8章 資産及び会計

(資産)

第52条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第53条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産

とする。

- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第54条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第55条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第56条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第57条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第58条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第59条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書

(5) 財産目録

- 2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第60条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項において同じ。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。
- 4 前2項の規定により、これらの書類の謄本又は抄本の交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第61条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第9章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第62条 この寄附行為を変更しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き（私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項の変更に限る。）、理事会の決議を得て、宮城県知事の認可を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、宮城県知事に届け出なければならない。

第10章 解散及び合併

(解散)

第63条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議による決定

- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
 - (3) 合併
 - (4) 破産手続開始の決定
 - (5) 宮城県知事の解散命令
- 2 理事会は、前項第1号の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、宮城県知事の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第64条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第65条 この法人が合併しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、宮城県知事の認可を受けなければならない。

第11章 補則

(公告の方法)

第66条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則)

第67条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

- 1 令和7年3月31日に宮城県知事が認可したこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
- | | | |
|---------|----|-----|
| 理事（理事長） | 田畝 | 武司 |
| 理事 | 今野 | 多助 |
| 理事 | 檜山 | 公夫 |
| 理事 | 倉成 | 正也 |
| 理事 | 深田 | 一弥 |
| 理事 | 片倉 | 勝義 |
| 監事 | 勝見 | 捻一郎 |
| 監事 | 半沢 | 学 |
- 3 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場

合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。

- 4 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員であつて、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、その終期を令和8年度の定時評議員会終結の時までとする。

なお、令和7年度最初の定時評議員会終結の時を任期の始期として選任された評議員の任期は、第34条の規定にかかわらず、令和8年度の定時評議員会の終結の時までとする。

- 5 前項の役員又は評議員の解任は、なお従前の例による。